平成一〇年(ワ)第一〇七五六号 営業妨害差止等請求反訴事件 (本訴事件(平成九年(ワ)第六四一号特許権侵害差止請求事件)は訴え取下げによ り終了した。)

判 エフアイエス株式会社 反訴原告 [A]右代表者代表取締役 右訴訟代理人弁護士 Ш 上 詔 西 Ш 宏 同 (B) 右補佐人弁理士 フイガロ技研株式会社 反訴被告 [C]右代表者代表取締役 郎 右訴訟代理人弁護士 小、 陽 松 池 利 男 同 【D】 【E】 右補佐人弁理士 同 主 文

- 反訴原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

事実及び理由

事実及び理由は、別紙事実及び理由記載のとおりであり、反訴原告の請求はその 余について判断するまでもなくいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。 (口頭弁論終結日 平成一一年一一月九日) 大阪地方裁判所第二一民事部

雄	_	松	小	裁判長裁判官
之	宏	松	高	裁判官
央	武	永	安	裁判官

## 事実及び理由

## 第 1 請求

反訴被告は、文書又は口頭で、反訴原告がSB-50などのSBシリーズを販 売することが別紙特許目録記載の特許権若しくは出願中の特許又は実用新案権若し くは出願中の実用新案を侵害し又は侵害するおそれがある旨を、需要者その他取引

関係者に告知したり、流布してはならない。 2 反訴被告は、反訴原告に対し、金1470万円及びこれに対する平成10年1 0月17日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

(争いのない事実等)

1 反訴被告は、次の特許権(以下「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」という。)を有していた。

ガスセンサ 発明の名称

出願 日 昭和61年12月23日

(特願昭61-314648号)

出願公開日 昭和63年7月2日

(特開昭63-159745号)

出願公告日 平成7年5月31日

(特公平7-50053号)

平成8年2月26日 登録日

特許登録番号 第2024441号

特許請求の範囲 別紙特許公報該当欄記載のとおり

2 反訴原告は、平成8年4月25日、特許庁に対し、本件特許権の無効を求める 無効審判請求を申立てたところ(乙29)、特許庁は、平成10年6月17日、本 件発明は進歩性を欠如するとして、本件特許権を無効とするとの審決をなし、同審

決は、確定した。

3 反訴原告は、SB−50等のSBシリーズ名でガスセンサを製造・販売してい

(反訴原告の請求)

本件は、反訴原告が、反訴被告に対し、反訴被告が不正競争防止法2条1項13 号所定の不正競争を行ったとして、その差止めと損害賠償を求めた事案である。 反訴原告が、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争として主張するの は、次の事実である。

- 反訴被告が、反訴原告の取引先に対し、反訴原告がSB-50を販売すること (1) は、①本件特許権を侵害する、②別紙特許目録2記載の出願中の特許を侵害すると して、「エフアイエスを訴えており、エフアイエスのセンサは使えなくなる。」 「エフアイエスを訴えているので、エフアイエスはもうすぐ潰れる。」などと申し 述べた事実。
- (2) 反訴被告が、反訴原告の取引先に対し、反訴原告がSBシリーズのガスセンサ を販売することは、別紙特許目録3ないし11記載の特許権、実用新案権、又は出願 中の特許若しくは実用新案を侵害するとして、「エフアイエスのセンサは使えなく なる」「エフアイエスはもうすぐ潰れる。」などと申し述べた事実。 (争点)
- 反訴被告は、反訴原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したか(不正 競争防止法2条1項13号該当性)。
- 差止請求の必要性。
- 反訴被告は、不正競争を行った際、故意又は過失があったか。 反訴原告が、反訴被告の不正競争により被った損害とその額。
- 争点に関する当事者の主張
- 争点1 (不正競争防止法2条1項13号該当性) について

【反訴原告の主張】

- (1)ア 反訴被告は、下記(ア)ないし(ケ)記載の反訴原告の取引先に対し、反訴被告 補佐人弁理士【D】作成の乙19の文書(以下単に「乙19」という。)を配布した際、反訴原告がSB-50を販売することは、本件特許権及び別紙特許目録2記載の出願中の特許を侵害するとして、「エフアイエスを訴えているので、エフアイエスのセンサは使えなくなる。」、「エフアイエスを訴えているので、エフアイエスのセンサは使えなくなる。」、「エフアイエスを訴えているので、エフアイエ エスのセンサは使えなくなる。」、「エフアイエスを訴えているので、エファスはもうすぐ潰れる。」などと申し述べ、反訴原告の営業上の信用を害した。
- 矢崎計器株式会社 (ア)
- 松下精工株式会社 (1)
- (ウ) 松下電器產業株式会社
- (エ) 松下電工株式会社
- 三菱電機株式会社(三田製作所)。同所に対する乙19の配布は、平成7年 (オ) ころなされた。
- (カ) 同会社(群馬製作所)
- (キ) 株式会社デンソー。同社に対する乙19の配布は、平成6年ころなされた。
- (力) シャープ株式会社
- (ケ) 神栄株式会社

しかしながら、本件特許権は、本来無効な特許権であった。また、本件特許権 、公知の技術をその内容とするものであるから、その権利範囲も実施例に限定し て解釈すべきところ、SB-50は、実施例と異なる構造を有するものであるか ら、本件発明の技術的範囲に属さないものであった。

また、別紙特許目録2記載の出願中の特許は、駆動回路に関する特許であり、S B-50自体とは関係がない。

さらに、上記ア(ア)ないし(ク)の各社に対し、乙19が配布された当時、反訴原 告と反訴被告との間に訴訟はなかったにもかかわらず、反訴原告は、上記各社に対

し、「エフアイエスを訴えている。」と述べ、法的措置の迫真性を演出した。したがって、反訴被告が行った、ア記載の反訴原告の営業上の信用を害する事実 の告知は虚偽であり、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争に該当する。 (2)ア 反訴被告は、 下記(ア)ないし(ウ)記載のとおり反訴原告の取引先に対し、反 訴被告補佐人弁理士【D】作成の乙20の2、乙21、22の各文書(以下各書証 番号のみで示す。)を配布した際、反訴原告が、SBシリーズのガスセンサを販売 することは、別紙特許目録3ないし11記載の特許権、実用新案権、又は出願中の特 許若しくは実用新案を侵害するとして、「エフアイエスを訴えているので、エフア

イエスのセンサは使えなくなる。」、「エフアイエスを訴えているので、エフアイエスはもうすぐ潰れる。」などと申し述べて、反訴原告の営業上の信用を害した。

平成10年7月23日、矢崎計器株式会社に対し、乙20の2を配布。

平成10年8月初旬ころ、松下精工株式会社に対し、乙22を配布。

平成10年8月中旬ころ、三洋電機株式会社に対し、乙21を配布。 しかしながら、別紙特許目録3ないし11記載の特許権、実用新案権、又は出願 中の特許若しくは実用新案は、いずれも回路に関するものであり、ガスセンサ自体 とは関係がない。それにもかかわらず、反訴被告は、乙20の2、乙21、22において、「SB」という反訴原告が長年にわたって自己の商品番号に冠してきた符号を表示し、あたかも反訴原告がSBシリーズのガスセンサを販売することは、上 記各権利を侵害しているかのごとき紛らわしい表現をして、ア記載の反訴原告の営 業上の信用を害する事実を告知した。

したがって、反訴被告が行った、ア記載の反訴原告の営業上の信用を害する事実 の告知は虚偽であり、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争に該当する。

【反訴被告の主張】

(1) 乙19に基づく虚偽事実の告知について

反訴被告では、当時業務日誌を作成していなかったので、各担当者の記憶にの み頼らざるを得ないところ、乙19は、平成7年10月2日に作成された文書であるから、それ以前に乙19を配布することはあり得ない。

は間違いであり、渡したかどうかも分からない。

また、反訴被告が、三菱電機株式会社三田製作所に対し、乙19を配布した際、 反訴原告と訴訟が行われていることについて話題にのぼったことは誤りであった。 真実は、その際、三菱電機株式会社三田製作所の担当者から、三菱を訴えるつもり かと質問され、そのつもりはないと答えたにすぎない。

反訴被告は、平成10年11月27日付準備書面(第五回)において次のとお

り主張した。

反訴被告が、平成6年ころ株式会社デンソーに対し、平成7年ころ三菱電機株式 会社三田製作所に対し、乙19を配布したことは認める。矢崎計器株式会社に対し同文書を配布した事実はない。その他の各社に対する配布は営業担当者の記憶が定かでないため、不知。反訴被告が、株式会社デンソー及び三菱電機株式会社三田製作所に対し、乙19を配布した際、反訴原告と訴訟が行われていることについて話 題にのぼったことはある。しかし、上記主張のうち反訴原告の主張事実を自白した部分は、真実に反し錯誤

によるものであるから撤回する。

ウ 反訴被告が、乙19を配布した際、反訴原告がSB-50を販売することは、 別紙特許目録2記載の出願中の特許を侵害すると述べたことはない。

初旬ころ松下精工に対し乙22を、同月中旬ころ三洋電機に対し乙21を、それぞ れ配布した。

これらの文書は、その記載内容から明らかなように、そして反訴原告 しかし、 も自認するように、ガスセンサ自体に関する資料ではない。したがって、反訴被告 が、これらの文書を配布した際、反訴原告がSBシリーズのガスセンサを販売する ことは、別紙特許目録3ないし11記載の特許権、実用新案権、又は出願中の特許若 しくは実用新案を侵害するというような見解を述べてはいないし、そのようなこと を述べるはずもない。

反訴被告が、ア記載のとおり、乙20の2、乙21、22を配布したのは、反訴 被告の上記取引先が同種の他社製品の採用に関して資料提供を求めてきたことに応 じ、SBシリーズの反訴原告のガスセンサをバッテリー駆動させるときには、別紙 特許目録3ないし11記載の特許権、実用新案権、又は出願中の特許若しくは実用新案に抵触しないようにすればよいとの趣旨で情報提供したにすぎない。

争点 2 (差止請求の必要性) について

【反訴原告の主張】

反訴被告は、本件特許権の無効審決が出された後も、乙20の2、乙21、22 を配布して、反訴原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知しているから、反 訴被告の不正競争を差止める必要性がある。

【反訴被告の主張】

争点1についての反訴被告の主張のとおり、反訴被告が、乙20の2、乙21、22を配布して反訴原告のSBシリーズのガスセンサが別紙特許目録3ないし11記載の特許権等を侵害すると告知したことはないから、それらの文書に基づく虚偽事実告知の差止めの必要はない。

また、反訴被告が、Z19を配布した当時、本件発明は出願公告されており、本件特許権が有効であることが、当然の前提であった。したがって、本件特許権が無効となった現在において、反訴被告が、需要者その他取引関係者に対し、反訴原告がSB-50を販売することは、本件特許権を侵害すると告知することはあり得ない。

よって、反訴原告の差止請求は、その必要性がない。

3 争点3(故意又は過失)について

【反訴原告の主張】

(1) 反訴被告が、訴訟が存在しないのに、その存在をちらつかせて、反訴原告のSB-50の採用を顧客に思いとどまらせようとする行為は、故意そのものである。 (2) また、本件特許権の無効理由は、実質的には特許要件である新規性の規定(特許法 29条 1 項 3 号)により特許が受けることができないものであって、反訴被告が本件特許を有効と考えたことについては過失が十分に認められる。

すなわち、本件発明の要旨は、「複数のリードにセンサ本体を結合したガスセンサにおいて、前記リードを同一面内で同じ方向へベースを貫通させて、その一端側を外部ピンに兼用すると共に、リードの他端側にセンサ本体を結合したことを特徴とする、ガスセンサ」というものであるところ(なお特許請求の範囲に「リードフレーム」とあるのは「リード」の趣旨である。)、これらの構成は、本件発明の特許出願前に頒布されてた「『National Technical Report』vol.29 No.3 Jun. 1983 p95-97」(乙3)に記載された発明と同一である。

したがって、本件発明は「公知」であって、反訴被告が本件特許権を有効と考えたことについては過失が十分に認められる。

なお、乙3は、反訴被告と同じ半導体ガスセンサを製造していた競合会社である 松下電機産業株式会社の技術レポートであるから、反訴被告は同レポートの存在を 知っていたはずである。

【反訴被告の主張】

本件特許権は、進歩性欠如を理由に無効となったが、反訴被告は、乙19を配布 した当時、本件特許権の有効性を信じていた。なお、反訴原告は、本件特許権は、 実質的には新規性のない発明であると主張するが、失当である。

反訴被告の補佐人弁理士【D】は、乙19を作成した際、パトリス(財団法人日本特許情報機構の特許関連情報サービス)を用いて先行特許・実用新案の調査を十分に行ったのであるから、反訴被告が、その調査を元に本件特許権を有効であると信じたことに過失は存しない。

信じたことに過失は存しない。 また、本件特許権は、昭和61年12月23日出願を行い、拒絶理由通知を受けることなく、平成7年2月7日公告決定がなされ、特許異議の申立を受けずに、平成7年11月14日登録査定がなされて一旦有効な特許権として成立している。しかも、無効審判においても、専門家の報告書が提出されるなど、その有効性を信じるにつき十分な根拠が存したのである。

したがって、反訴被告が、乙19を配布した際、本件特許権が有効であると信じたことに過失は存しない。

4 争点4 (損害及びその額) について

【反訴原告の主張】

反訴原告は、反訴被告の不正競争により、得意先との商談が中止、延期し、次の 損害を被った。

(1) 逸失売上額

ア 矢崎計器株式会社 金1億円

イ 松下精工株式会社 金3000万円

ウ 三菱電機株式会社 金700万円

エ シャープ株式会社 金1000万円

合計 金1億4700万円

- (2) 反訴原告の純利益率 10パーセント
- (3) 逸失利益 金1470万円

【反訴被告の主張】

争う。

反訴原告が指摘する取引先は、現在でも反訴原告のSB-50の納入を継続して いるから、どのように反訴原告が損害を被ったのか、その根拠が不明である。 当裁判所の判断

争点1 (不正競争防止法2条1項13号該当性) について

乙19に基づくものについて

ア 当事者間に争いのない事実及び証拠(調査嘱託の結果、乙30)によれば、反 訴被告は、乙19を、①平成7年ころ神栄株式会社に対し、②平成7年10月ころ 三菱電機株式会社(三田製作所)に対し、③平成7年10月から12月までの間に 株式会社デンソーに対し、④平成9年9月ころ矢崎計器株式会社に対し、それぞれ配布したことが認められる。

なお、株式会社デンソーに対する乙19の配布については、平成6年ころ配布し たことで一旦自白が成立しているものの、反訴被告は、その自白を撤回しており (前記第3、1【反訴被告の主張】(1)イ)、乙19の作成時期が平成7年10月2 日であること、また、株式会社デンソーの担当者(【F】)は、乙19を平成7年 10月から12月までの間に受け取ったと報告していること(乙28の3)からす ると、その自白は真実に反するものであり、反訴被告は錯誤に基づきその自白をし たものと推認されるから、反訴被告の自白の撤回は認められる。

反訴原告は、上記以外の者にも反訴被告は乙19を配布したと主張するが、同事

実を認めるに足る証拠はない。

イ Z19は、弁理士【D】(反訴被告補佐人)が反訴被告の専務取締役宛てに作成した「FIS COセンサ SB-50 について」と題する報告書である(F ISとは、反訴原告を指すものと認められる。)。 同文書には、「結論」として、次の記載があることが認められる。 「1 SB-50センサのピン配置は、貴社特公平7-50053を侵害する。

SB-50センサの駆動回路は、貴社特公平6-105234を侵害する。

これらの特許は公告中であるが、SB-50センサの構造や駆動回路は、これ

らの特許をさらに限定しても侵害となり、権利行使が可能である。」

また、同文書の「理由」には、「従って、SB-50センサが特公平7-500 53を侵害することは明らかである。」、「従って、SB-50センサを用いて、 ヒータをデューテイ比あるいはパルス駆動すれば、特公平6-105234の侵害 、及び「SB-50センサやそれを用いたCO検出装置は貴社の特許を となる。」 侵害訴訟を含む権利行使が可能な段階に有る旨、報告致します。」という 侵害し、 記載がある。

以上のように、乙19には、SB-50が反訴被告の有する特公平7-5005 3 (本件特許権) を侵害するとの記載があることから、反訴被告は、同文書を、ア で認定した4社に配布した際、SB-50が本件発明の技術的範囲に属することを 理由に、反訴被告がSB-50を販売することは、本件特許権を侵害する旨の発言 をしたものと認められる。

また、反訴被告が、株式会社デンソー及び三菱電機株式会社(三田製作所)に対 し、乙19を配布した際、「反訴被告は反訴原告を訴えている」という趣旨の発言 をしたことは、当事者間に争いがない(前記第3、1【反訴被告の主張】(1)イ。な お、反訴被告は、その自白を撤回しているが、この事実が真実に反すると認めるに足る証拠はない。)

ウ(ア) 反訴原告は、株式会社デンソー及び三菱電機株式会社(三田製作所)以外 の者に乙19を配布した際にも、反訴被告は、「反訴被告は反訴原告を訴えてい る」と発言したと主張するが、この事実を認めるに足る証拠はない。乙30(神栄 株式会社の担当者の陳述書)には、乙19の交付を受けた際、反訴被告から反訴原 告を訴えていると聞いたとの記載があるが、同人は、当裁判所の調査嘱託に対して は、「乙19の交付を受けた際、反訴被告から反訴原告を訴えているとの話はなか ったと思います。」との趣旨の回答をしていることからすると、乙30の同記載部

分を信用することはできない。 (イ) 反訴原告は、乙19を配布した際、反訴被告は配布先に対し「エフアイエス はもうすぐ潰れる」と発言したと主張するが、そのような事実を認めるに足る証拠 はない。

(ウ) 反訴原告は、乙19を配布した際、反訴被告は、反訴原告がSB-50を販 売することは別紙特許目録2記載の出願中の特許(特公平6-105234号)を 侵害すると述べたと主張する。

しかし、乙19の記載のうち特公平6-105234号の特許に係る部分は、

「SB-50センサを用いて、ヒータをデューテイ比あるいはパルス駆動すれば、特公平6-1052340侵害となる。」との記載からも明らかなように、SB-10050自体が同特許に係る発明の技術的範囲に属するという趣旨の記載でない。

したがって、反訴被告が乙19の同記載部分を引用して、反訴原告がSB-50 を販売することは、特公平6-105234号の特許を侵害すると発言したとは認 められない。

エ 反訴被告が、乙19を配布した際に、配布先に対し、反訴原告がSB-50を 販売することは本件特許権を侵害すると発言することは、反訴原告の営業上の信用 を害する事実の告知であると認められる。

他方、反訴被告が、株式会社デンソー及び三菱電機株式会社に対し、乙19を配 布した際、反訴原告を訴えていると述べたのみでは、その発言を聞いた者に反訴原 告の言い分が正しいとの認識が生じるとはいえないから、反訴原告に対する社会的 評価の低下を招くものではなく、反訴原告の信用を害する事実の告知であるとは認 められない。

オ 前記第2 (争いのない事実) 2記載のとおり、本件特許権は、無効となっているから、結局、反訴被告が、乙19を配布して、反訴原告がSB-50を販売することは、本件特許権を侵害すると発言したことは、虚偽であったと認められる。

なお、反訴原告は、SB-50が本件発明の技術的範囲に属さないという理由に よっても、反訴被告の上記事実の告知は、虚偽であると主張する。しかし、反訴原告のSB-50が本件発明の技術的範囲に属さないという主張は、実質的には、本 件特許権が無効であることを前提としているから、結局、上記事実の告知が虚偽で ある理由は、本件特許権が無効であったことに尽きるものと解される。

Z2002、Z21、22について 反訴被告が、平成10年7月23日、矢崎計器株式会社に対しZ2002を、 同年8月初旬ころ松下精工株式会社に対し乙22を、同月中旬ころ、三洋電機株式 会社に対し乙21を、それぞれ配布したことは当事者間に争いがない。

イ 乙20の2、乙21、22は、いずれも、弁理士【D】の作成に係る センサ回路特許」と題する同一内容の文書である。その内容は、「SB関係の回路の特許に以下のものがあります。」との記載の下に、9件の特許(実用新案)番号 又は公告番号と、それぞれの発明又は考案の内容が簡潔に記載されている。

反訴原告は、反訴被告が、乙20の2、乙21、22を配布した際、反訴原告が SBシリーズのガスセンサを販売することは、同文書に記載されている上記9件の 特許又は実用新案を侵害すると発言したと主張する。

しかし、証拠(乙20の2、乙21、22)と弁論の全趣旨によれば、上記9件 の発明又は考案は、いずれもガスセンサ自体のものではなく、ガスセンサの回路に関するものであることが認められる。

そうすると、配布先である当業者が、上記文書を読めば、その標題、内容からし、SBシリーズのガスセンサ自体が同文書に記載されている発明又は考案の技術 的範囲に属すると認識するとは認められない。したがって、反訴被告が、上記文書 を配布した際、反訴原告がSBシリーズのガスセンサを販売することは、上記文書 記載の特許又は実用新案を侵害すると述べたとしても、相手方にそのように思いる ませることは困難であるから、結局、反訴被告が、そのようなことを述べたとは認 められない。

ウ なお、 ${\tt Z2001}$ によると、 ${\tt Z2002}$ を受領した矢崎計器株式会社が反訴原告に宛てて「本日フィガロ技研が見えまして、別紙資料が出されました。 Fis SBセンサがフィガロP. A. Tに抵触する旨の話でした。調査の上報告を下さ い。」と記載したファックス文書を送付していたことが認められる。

しかしながら、乙20の2の内容を一見すれば、同文書はガスセンサ自体の発明 又は考案に関する文書でないことは明らかであるから、反訴被告が、反訴原告がS Bシリーズのガスセンサを販売することは同文書記載の特許又は実用新案を侵害すると述べたとしても、当業者である矢崎計器株式会社が、反訴被告が述べたことが 虚偽であることについて気付かず、反訴原告に調査を依頼するファックスを送付するとは考えにくい。そして、上記ファックス文書は、「SBセンサの回路」と書くべきところを、ガスセンサの回路が乙20の2記載の発明又は考案の技術的範囲に 属せば、回路を改善しない限り、その結果としてガスセンサを使用することもでき ないことから、回路の記載を省略して単にSBセンサと記載したとも読めることか らすると、上記ファックス文書をもってしても、上記裁判所の判断を左右するもの ではないと考えられる。

エ 反訴原告は、乙20の2、乙21、22を配布した際、反訴被告は配布先に対し「エフアイエスはもうすぐ潰れる」と発言したと主張するが、同事実を認めるに足る証拠はない。

(3) まとめ

以上によれば、反訴被告が、①平成7年ころ神栄株式会社(東京支店)に対し、②平成7年10月ころ、三菱電機株式会社(三田製作所)に対し、③平成7年10月から12月までの間に株式会社デンソーに対し、④平成9年9月ころ矢崎計器株式会社に対し、それぞれ、乙19を配布した際、反訴原告がSB-50を販売することは本件特許権を侵害すると発言したことが、不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争であったと認められる。

2 争点2 (差止請求の必要性) について

1で認定した、反訴被告が行った不正競争防止法2条1項13号所定の不正競争は、いずれも、本件特許権を無効とする審決が確定するよりも前に行われたものである。

そうすると、本件特許権の無効が確定した現在において、反訴被告が、反訴原告がSB-50を販売することは本件特許権を侵害すると述べるおそれがあるとはたやすく認められず、他にこれを認めるに足る証拠もない。

したがって、上記不正競争と同種の行為の差止請求は認められない。

3 争点3(故意又は過失)について

(1)ア 反訴原告は、本件発明は、その出願前に頒布されていた刊行物である $\mathbb{Z}_3$  (「National Technical Report」vol. 29 No. 3 Jun. 1983 p95-97) に開示された技術と実質的に同一であって、本件特許権は、実質的には公知の規定(特許法 29条1項3号)により特許が受けることができないものであったから、反訴被告が本件特許を有効と考えたことについては過失が十分に認められると主張する。

証拠(甲1、乙3、18)によれば、本件発明の要旨は、「リードフレームから切り離された複数のリードにセンサ本体を結合したガスセンサにおいて、前記リードを同一面で同じ方向へベースを貫通させて、その一端側を外部ピンに兼用すると共に、リードの他端側にセンサ本体を結合したことを特徴とするガスセンサ」であるに開示された公知技術と、「複数の端子板にセンサ本体を結合したガスセンサにおいて、前記端子板を同一面内で同じ方向へベースを貫通させて、そガスセンサにおいて、前記端子を同一面内で同じ方向では、ガスセンサ本体を結合したガスセンサ」である点と共通するものの、「本件発明のリードは、ガスセンサのと対し、単なるに開示された公知技術においては、単に端子と記載されているだけで互いに連れていたか否が、「リードフレーム」は、単なる「リード」の誤記であると主張するが、「リードフレーム」という記載からすれば、半なるとよいであるが、「リードフレーム」という記載からすれば、それは、単なるド」の誤記ではなく、「リードフレーム」という記載からすれば、それは、単なるとである(乙18)。

そうすると、本件発明は、その出願時、乙3に開示された公知技術をもってして も新規性を欠く発明とはいえないのであって、反訴原告の上記主張は、そもそもそ の前提を欠き失当である

の前提を欠き失当である。 イ 証拠(乙18、23)によれば、本件発明の出願当時公知であった特開昭55 -112558号公報(乙23)には、端子板の一端側を外部ピンとしたガスセン サの製造において、作業性を向上させるため、端子板が結合されたリードフレーム の状態で加工を行うようにした技術が開示されていることが認められるところ、ガ スセンサはその需要から量産が望まれる製品であり、その製造作業性を向上さる ことは当然要求されるべき事項であるから、上記乙3に開示された技術に、同一分 野に属する特開昭55-112558号公報に記載された手段を採用することは、 当業者にとって容易になし得たものと判断されること、特許庁も、無効審判請求事 件の審決において、上記のような理由で、本件発明は、進歩性を欠く発明であると 判断して特許を無効としたことが認める。

(2) そこで、本件発明が進歩性を欠く発明であったにもかかわらず反訴被告が本件特許権を有効と信じたことについて、反訴被告に過失があったといえるか否かについて検討する。

ア 神栄株式会社、三菱電機株式会社(三田製作所)及び株式会社デンソーに対す る不正競争について

(ア) 反訴被告は、上記の者に対する不正競争を平成7年10月2日(乙19作成

日)から12月までの間に行っているが、その当時を基準とすると、次の事実が認 められる。

乙19を作成する際、反訴被告の補佐人弁理士【D】は、パトリスによる先行技 術調査を行い、特開昭55-112558号公報(乙23)の存在及びその内容を 知っていたことが認められるが(甲6の1)、乙3に開示された公知技術の存在及 びその内容を知っていたと認めるに足る証拠はない。そして、反訴被告が乙19作 成後、上記不正競争を行うまでの間に、乙3に開示された公知技術の存在及び内容 を知ったと認めるに足る証拠もない。

また、証拠(甲6の1)によれば、本件発明は、昭和61年12月23日に出願された後、拒絶理由の通知を受けずに平成7年2月7日に公告決定がされ、特許異 議の申立てを受けずに、平成7年11月14日に登録査定が出されていることが認 められる。

- (イ) 以上のように、反訴被告は、上記不正競争当時、本件発明が進歩性を欠く発 明であると判断し得る資料すら入手していなかったのであり、それに、上記不正競 争当時、本件発明は、順調に権利として認められていることも考えあわせると、反訴被告が、上記不正競争の時点で、本件特許権を有効と信じたことにつき過失があ ったとは認められない。
- (ウ) 反訴原告は、乙3は、反訴被告と同じ半導体ガスセンサを製造していた競合 会社である松下電機産業株式会社の技術レポートであるから、反訴被告は同レポー トの存在を知っていたはずであると主張するが、そのような事実を窺わせる証拠は ない。 イ 矢崎計器株式会社に対する不正競争について トラの考に対する不正競争を

反訴被告は、上記の者に対する不正競争を、平成9年9月ころ行っている その当時を基準に、次の事実が認められる。

反訴原告は、平成8年4月25日、本件特許権の無効を求める無効審判請求を申 し立てているが、証拠(乙29)によれば、同請求書とともに乙3が証拠資料とし

て提出されていたことが認められる。 したがって、反訴被告は、矢崎計器株式会社に対する不正競争を行った際、本件 発明が進歩性を欠く発明であると判断し得る資料を入手していたことが認められ る。

(イ) しかしながら、証拠(乙4)によれば、反訴被告は、平成8年8月22日、 特許請求の範囲の訂正を含む本件発明の訂正請求を行ったこと、同訂正請求は、訂 正請求書の記載によれば、特許請求の範囲の減縮とそれに伴って生じる明細書中の 不明瞭な記載に対する釈明を目的とするものであり、特許請求の範囲の減縮の内容 は、本件発明の特許請求の範囲の記載中の「ベース」を「樹脂製ベース」に限定す るとともに、「前記リードフレームに脱落防止用の突起を設け」、これを「ベース内に配置」することに限定することであったことが認められるから(以下「本件訂正請求」という。)、上記資料の入手をもって、直ちに反訴被告に過失があったと即断することはできない。すなわち、反訴被告が、矢崎計器株式会社に対する不正 競争を行うにつき過失があったといえるためには、本件発明のみならず本件訂正請 求に係る発明(以下「訂正発明」という。) についても、有効と信じたことにつき 過失があるといえなければならない解される。

証拠(乙18)によれば、本件訂正請求は、特許庁の審決において認められなかったが、その理由は、次のとおりであったと認められる。 「訂正発明の要旨は、『リードフレームから切り離された複数のリードにセンサ

本体を結合したガスセンサにおいて、前記リードに脱落防止用の突起を設けて、前 記リードを同一面で同じ方向へ、樹脂製のベースを貫通させて、前記脱落防止用の 突起をベース内に配置し、その一端側を外部ピンに兼用すると共に、リードの他端 側にセンサ本体を結合したことを特徴とするガスセンサ』である。同発明は、本件 発明の出願当時公知であった特開昭60-198444号公報に記載された技術と 『複数の端子板にセンサ本体を結合したガスセンサにおいて、前記端子板に突起を 設けて、前記リードを同一面内で同じ方向へ、樹脂製のベースを貫通させて、その 一端側を外部ピンに兼用すると共に、端子板の他端側にセンサ本体を結合したガスセンサ』という点で共通することが認められる。

そして、同発明と訂正発明との間には相違点も存在するが、同発明及び前掲特開 昭55-112558号に記載された発明に、それと関連する分野における慣用手 段を適用することにより、訂正発明は当業者が容易に発明をすることができたもの である。」

以上のことからすると、反訴被告が訂正発明は進歩性を欠如する発明であると判 断するためには、特開昭60-19844号公報の存在及びその内容を知っている か、又はそれらを知らないことについて過失があることが少なくとも必要であると 解されるところ、反訴被告が、上記不正競争当時、特開昭60-19844号公報 を、入手していたと認めるに足りる証拠はない。

また、証拠(甲6の1、12、19)によれば、特許庁は、平成9年11月7日付け及び平成10年2月23日付けで、反訴被告に対し、本件訂正請求の訂正拒絶 理由通知を発しているが、特開昭60-19844号公報は平成10年2月23日 付け訂正拒絶理由通知で初めて引用刊行物として記載されたことが認められ、反訴 原告も無効事由の引例として主張していなかったことも併せ考えれば、反訴被告が上記公知資料を知らなかったからといって直ちに過失があるともいえない。

以上のことからすると、反訴被告が、上記不正競争の時点で、訂正発明ひいては本件特許権を有効と信じたことにつき過失があったとは認められない。

(ウ) なお、乙3と特開昭60-198444号公報(甲6の20)で開示されて いる技術は、非常に類似している技術であるから、乙3を入手していたにもかかわ 、本件訂正発明を有効と考えたことに過失があったといえるかについても一応 検討する。

乙3と、 特開昭60-198444号公報及び訂正発明とは、乙3のベースがア ルミナ系セラミックスであるのに対し、後者のそれは樹脂製である点で異なる。そ して、証拠(甲6の13、15)によれば、乙3においては、ベースがアルミナ系 セラミックスであり、端子との一体成型が不可能であるため、焼結後のアルミナ系 セラミックスのベースに設けた穴に端子を挿入し、低融点ガラスや接着剤等により端子とベースを固着するものと認められる。そうすると、乙3においても、端子板に突起が設けられているものの、同突起は、端子をベースに挿入する際のストッパ 一であり、挿入時の位置決め部材と解されるのであって、同突起が脱落防止効果を 有していると解するのは相当でない(このことは、特許庁が平成9年11月17日 付拒絶理由通知においては乙3を引用文献としていたものの、反訴被告の意見書

(上記認定と同趣旨の記載がある。) の提出後である平成10年2月23日付拒絶 理由通知においては乙3の代りに特開昭60-198444号公報を引用文献とし

ていることからも窺い知ることができる。)

そして、証拠(甲6の15)によれば、矢崎計器株式会社に対する不正競争の後 ではあるが、平成9年11月17日付拒絶理由通知に対する平成10年1月13日 付意見書に添付されている資料で、日本大学生産工学部の【G】教授が、「リード フレーム技術での基本的課題は高密度化であるから、リードフレームを変形させて 脱落防止用の突起を設けることは、高密度化との基本的原則に反する。」、 「脱落 防止用の突起を設けたリードフレームを知らない。」と報告していることが認めら れる。

以上のことからすると、反訴被告が、矢崎計器株式会社に対し不正競争を行った 点において、乙3を入手していることを理由に、反訴被告が訂正発明を有効と考 時点において、乙3を入手していることを理由に、反えたことについて過失があるということはできない。

(エ) よって、反訴被告が、矢崎計器株式会社に対し不正競争を行ったことについ て、過失があったとは認められない。